

1. 件名：「美浜発電所1、2号炉原子炉施設廃止措置計画及び保安規定変更認可申請に係る事業者ヒアリング（12）」

2. 日時：令和4年1月17日（月） 14時00分～15時45分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（※一部TV会議システムによる出席）

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部審査グループ 実用炉審査部門

戸ヶ崎安全規制調整官、塚部管理官補佐、御器谷管理官補佐、

宮嶋安全審査官、藤川安全審査官

関西電力株式会社

原子力事業本部 廃止措置技術センター

廃止措置計画グループ チーフマネジャー 他7名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・美浜発電所1号炉及び2号炉 廃止措置計画変更認可申請 ヒアリング コメント整理表
- ・美浜発電所1、2号炉 廃止措置計画変更認可申請のコメント回答
- ・廃止措置計画 添付書類八及び添付書類九の変更について
- ・美浜発電所1、2号炉 廃止措置計画変更認可申請及び原子炉施設保安規定変更申請のコメント回答
- ・美浜発電所1号炉及び2号炉 解体撤去物の管理の概要について
- ・美浜発電所1号炉及び2号炉 平常時の周辺公衆の線量評価について
- ・美浜発電所1、2号炉 廃止措置計画の変更に係る基本方針案

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	原子力規制庁フジカワです。それでは美浜発電所 1 号炉 2 号炉廃止措置計画の変更についてのヒアリングを開始します関西電力さん説明をお願いいたします。
0:00:15	はい。関西電力、久世でございます。ではですね、資料 2 の説明を始めてさせていただきます。
0:00:23	まず資料 2 なんですけれども、こちらは解体撤去物の管理に関して、ヒアリング前にいただいたコメントの回答をまとめたものとなっております。
0:00:34	ではページをめくっていただきまして、1 ページご覧ください。
0:00:37	このページの四角に書いてあるところが、いただいた旧の部分になります。
0:00:43	まずコメント回答 1 からですけれども、
0:00:49	こちらではですね、本文中の解体撤去物の仮に対する管理に関する概要資料の中に、他エリアを、
0:01:00	確保するための、そのエリアにある主な解体撤去物をまとめた表があるんですけれども。
0:01:07	チラー。
0:01:10	直江設備が、放射能レベル区分はどのようなものがあるか。またこのような設備を解体する場合、基本的にグリーンハウスを用いると理解で良

	いか、寄与しない場合があればどのような事例が考えられるか、説明すること。
0:01:23	という内容です。その回答ですけれども、まずレベル区分につきましては、L3だけではなくてですね。
0:01:31	他エリアの中には、L2クリアランスNRも含んでおります。
0:01:35	他にですね、1号炉等2号炉の、
0:01:38	クリアランスからL2までの、
0:01:40	この保管エリアの中にある解体撤去対象になるものの1例を記載しております。
0:01:48	次にですね二つ目のグリーンハウスの件ですが、
0:01:51	管理区域内設備の解体撤去時には、基本的にグリーンハウスを設置いたします。で、汚染の飛散を防止いたします。
0:01:59	ただですね、隠された部屋の中で、解体撤去工事を実施する場合には、部屋の壁等が、汚染拡大防止の機能を有しますので、壁や部屋の中にある解体対象外のミキヤ配管を十分に養生することで、
0:02:13	汚染の付着を防止して、それによってグリーン搬送、設置しないという場合があります。
0:02:19	手続き2ページご覧ください。
0:02:22	ただですね、同じく解体撤去物の管理の概要に関する資料の中で、

0:02:28	二次的な解体撤去対象の汚染の形態として、二次的な汚染の付着の可能性の話があるが、ヒアリング事業系統保護機器が被害の、
0:02:40	系統女性の残り水等の話もあったので、
0:02:43	残っている放射性物質の性状が乾燥した付着物だけでないのであればその話を、その内容を説明すること。
0:02:51	また、L3で、レベル5L3で想定している最大の線量当量率や、
0:02:57	漏えいしたとしても汚染の恐れのある管理区域における管理上、許容でき、週1回の巡視で十分に担保できることを説明すること、という内容の回答が下にございます。
0:03:10	まず残り水についてですけれども、助成等の氷水は配管等の中に存在しますが、その配管については、解体撤去時に水抜きを行いまして、配管等の内面をOS、
0:03:22	副菜として水気がないことを確認してから、
0:03:26	袋の中に入れます。
0:03:29	続いて、
0:03:31	LLMLさんで想定している最大の線量当量率は0.17ミリシーベルトパーを、これをサンプリングラインの空気作動弁となっております。
0:03:42	L3の最大線量率が、
0:03:45	以前のその解体撤去物の代わりの資料の中のCVCS配管のL2の最大線量率として上げた0.039よりも大きくなっているんですけれども。

0:03:57	空気作動弁は配管と比べて、汚染面積が小さくて、重量が大きいので、線量当量率から換算係数を用いて求めたベクレルパースクエアセンチメートルからベクレルパー等を算出する際に、値が小さくなるので、
0:04:11	L3に分類されております。
0:04:14	あとですね、この管理上許容できというふうに関しましては、ちょっと仮定なんですけれども、このCVCSはいCVCS配管のL3になっているものの、
0:04:25	推定放射能が保管エリア、これは例として内部スプレポンプ室を想定しますが、この中に、10万差と保守的に仮定した場合、
0:04:36	この水田放射能に飛散率ののですとか、欠損織り込んだ場合の放射能ですね。
0:04:43	鯖江の空気中のコバルト60濃度は、約 2.8×10^{-4} のマイナスイオンベクレルパー。
0:04:52	一方センチメートルであり、規則に定める管理区域内の空気中濃度限度、コバルト60の、
0:04:59	1.1×10^{-3} のマイナスイオンを下回る程度となっております、仮除去できるといって考えております。
0:05:07	はい。23ページお願いします。
0:05:11	こちらではですね、解体撤去物を、

0:05:14	袋に入れて、メッシュ型の角型容器や、ドラム缶に収納するという説明をさせていただいたんですけども、これによって汚染の拡散防止ができることを説明すること。
0:05:28	あわせて袋詰め具体的なイメージや、
0:05:31	収納するときの管理上の注意点、注意事項があれば説明することという内容の回答です。
0:05:37	実際ですね図は書いてあるんですけども。
0:05:39	両角の具体的なイメージを示しております。解体保管物は、放射能レベル区分、期首この配管とか弁とかですね、別に袋に入れて、
0:05:50	ドラム缶か西方の火曜日に、言えます。
0:05:54	なおですね、解体保管物を袋で養生するという行為は、将来クリアランスすることを踏まえて、解体保管物への異物の購入や追加的な汚染を防止することが主な目的となり、
0:06:07	下の図なんですけれども、
0:06:09	こちらの色分けしてありますのは、もう系統ですとか機種ごとにそれぞれ袋に入れまして、
0:06:15	さらに、それを入れる容器に関しましては、防火対策のため、内側に不燃シートで養生した上で、これらの袋の中に入れて、蓋を閉めるという収納の方法になります。
0:06:26	続いて4ページ。

0:06:28	これ該当のこちら回答の続きで注意事項について記載しております。
0:06:33	金属をですね袋に入れてメッシュが高田容器に収納する際には、アトピー物等で袋が破れる可能性があるという時にはですね。
0:06:43	これが破れないようにテープ等、テープによる補強等の措置を講じます。
0:06:48	また、先ほど申し上げましたが密集型の方容器は防火対策として、
0:06:53	不燃シートを用いてボックス内容養生を行いますので、他の汚染拡大防止措置ともなります。
0:07:00	2 ポツ目袋詰め重量は、
0:07:03	作業員 1 人が持てる最大重量である 25 k g 以下を想定しております。
0:07:09	3 番は、先ほどちょっとかぶりますけれども、解体するときは、系統内の残水はブローして、解体を行います。また、上杉副などして水気がないことを確認して頃に、終了いたします。
0:07:23	続いて 5 ページをご覧ください。こちらでは、碓井君遵守点検について、外観点検以外に同様件数化学点検方法について説明すること。
0:07:34	また、巡視点検作業員の放射線防護措置、点検結果の異常時の対応について説明することの回答。
0:07:43	まずですね、そもそもその放射性物質が漏えいするということは考えていないんですけれども、週 1 回の巡視時には、目視による外観点検で保管状況に異常がないことを確認するということに加えて、

0:07:56	念のため、保管エリアの線量当量率、床の表面汚染密度の測定を行い、管理上問題がないことを確認します。
0:08:04	また 1012 社につきましては、
0:08:08	放射線従事者側の管理区域に入院する際に着用する、防保護具を着用して行います。
0:08:16	異常が発見した場合の措置ですけれども、例えば袋が破損している場合には、テープで補修修復したり、新しい袋の中身を入れ替える等の対応を実施します。
0:08:28	また、まず 1 汚染が検出された場合は、汚染の除去を行い、
0:08:34	最後 6 ページをご覧ください。
0:08:37	こちらでは長期のちょ眺望の観点から、袋でどの程度の期間、汚染の拡散防止を行う予定としているのか膨らむ交換頻度などとあわせて、説明することの配当です。
0:08:49	見せ方の書き方容器に収納されている袋については、まず 1 回点検時で異常があれば交換する、またはテープで募集するということとしておりまして、解体保管物を保管している間は、袋の養生によって汚染の拡散防止対策としては十分であると考えております。
0:09:07	資料 2 は以上となります。
0:09:14	規制庁フジカワで説明ありがとうございます。では質疑に移らせていただきます。

0:09:26	規制庁フジカワです 3 ページ等、6 ページの袋の養生についてちょっと確認したいんですけども、3 ページの、
0:09:36	ところだと、袋で養生するのは、あくまで異物の購入追加的な污染防治することが主な目的であるとなっていて、
0:09:45	一方で 6 ページで、
0:09:46	その養生によって汚染の拡散防止対策としては十分であるという、
0:09:51	いってこれ、
0:09:53	あれですこれは何か勘違いというか、何か意図があって、
0:10:00	3、3 ページのところにはその汚染の拡散防止の話は書いてないとか何か意図があるんでしょうか。
0:10:07	関西電力の原です。3 ページに書いてるのは、
0:10:12	もともと我々この袋で養生するっていうのはここに 3 ページに書いてる。
0:10:17	目的と考えておまして、
0:10:20	要は今の保安規定はこの言い方しかしてないんですね物の購入とか追加的な污染防治を防止する措置をとると。
0:10:27	いうことを書いてるんですけども、これまでのご指摘等で、どっから逆にその飛散することがないのかっていう話がありましたので、
0:10:38	結果的には外から污染防治するという事は、当然中からもそれがいかないようにするっていうのは、同じ役割になりますので、

0:10:51	それぞれの目的に合致してるような形で養生する、養生することは両方の目的に合致するということで考えてるとこういう記載にしています。
0:11:01	以上です。
0:11:13	規制庁藤川です。はい、説明ありがとうございます。
0:11:17	何かありますか。
0:11:23	規制庁のミキヤですけれども、まず、
0:11:30	基本的なところを否定するつもりはないよ。ないんですけれども、基本的には、他からの汚染の付着を防止するというのはわかりましたけれども、それ以外の、
0:11:43	期待する機能というのが袋にあるのであればそこはちゃんと書いといて欲しいんですけれども。
0:11:50	これ、断片的に読むと繋がってくんなんですけれども、まず、福利袋に対してどういう機能を期待しているのか。
0:11:58	基本的なところは、
0:12:00	このように外からの付着防止、
0:12:02	そこまでわかりました。
0:12:05	口頭の説明の中にも今あったんですけれども、漏えい防止という観点も少なからずある。
0:12:12	じゃないんですか。

0:12:15	関西連合の原ですけれどもそれについて内藤氏と言ってるわけではなくて別のおっしゃる通り、
0:12:22	中からの拡大防止の意味もありますと。
0:12:26	いうことを、
0:12:28	はい、規制庁のミキヤですそういうところがちょっと断片的に書かれてるので、これまでヒアリングでも大分混乱をしてきたところはあるのかなあと思います。従って、説明資料にもしかり、申請書に持ち帰り、
0:12:42	そこんところをまずきちんと書いていただきたいというのが一つ目の要望です。
0:12:49	趣旨理解にした考えてるはずです。主旨以下にしますか。
0:12:53	今のところは、参考運用のところも含めて、保安規定の文言だけを説明した通りの3ページの言い方しかしてないんですけれども、ここにも、
0:13:04	そういった今コメント指摘を踏まえると、
0:13:07	やっぱ、逆に汚染が広がる格差をする防止も機能を考えてるんだとそれを追記するということで、
0:13:15	認識しました。はい。
0:13:17	これまでの資料で、そういったものは乾いたホッケー物が配管内に付着したりしているっていう、限定的な書き方がありましたけれども。

0:13:30	外力を与えてもそれが落ちないとかですね、いうところがありましたけれども、そこは、今回ご説明いただいたような水気を飛ばすことを確認してから、袋に入れてるので、
0:13:42	全くないと言うのか、もしくはこう言っているそもそもやっぱり配管等は、水が溜まってる可能性もあるので、そうすると粉末状のものというのも十分に、
0:13:54	残留物として考えられるんですけどもそういったところもちょっと説明して欲しいんですけども。
0:14:01	漏えい拡散防止の漏えいが具体的に何を想定しているかということですね。
0:14:11	関西電力の原でございます。ちょっと前の説明の、基本的には外的衝撃を与えない限りでないというのはそこは全然変わっておりませんで。
0:14:25	これ実ズーがある場合もあるって言ってますけども、その水自身にその放射性物資がいっぱい含まれてるわけではなく、あくまで当然汚染でそういう説明した通り、
0:14:38	配管の内側にある程度クラッドとしても付着していると。そん中にシステム水等が残ってる可能性があるということで、
0:14:47	今言ったそういう水についてはとりますと。

0:14:51	取った後の形態というのは前説明した通り、ある程度固着してるので基本的には外的な小衝撃を与えない限り、また切るようなものではないが、
0:15:04	前説明した通りでございます。
0:15:09	はい、嘘。わかりました。
0:15:21	原子力規制庁のトガサキですけど、今の点で、基本的にはその経営等条線とかで、
0:15:33	音声されたものとかってというのは、ちょっと取り除くんですけど、その一部、その機器の形状とかによっては、系統。
0:15:45	水がまだ残ってる場所があって、そういうものは、解体のときにまた、それはちゃんと除去されるということなんですけど。
0:15:54	その未残り水の中にはやっぱり、汚染されてるものっていうのも含まれてると思うんですけど、それはちゃんと運営するとかぜひ、不取り除いて、放射性廃棄物として、
0:16:10	処理をして、あとの残ってるものはもう、表面に固着してるようなクラッドしかないっていうようなそういう考えで、
0:16:20	よろしいのかっていうのをちょっと確認したいと思います。
0:16:27	関西電力でございます今おっしゃった通りのご認識で結構でございます。
0:16:34	はいわかりました。私からは以上です。

0:16:47	次ですけれども、規制庁のミキヤですけれども、1 ページ目で教えていただきたいのは、これ1号炉の例と2号炉の例で示していただいています、
0:16:59	N IIのところ、余熱除去クーラーが1号炉はなしで、2号炉にはN IIのところに入ってくるこの差異が何か教えて欲しいのとあとクリアランスですね。
0:17:11	片や保温材が入っていて、片や範囲内。
0:17:14	ここら辺を教えていただけますか。
0:17:32	関西弁はでございますのでおそらく実際のこれ実測値をもとに出してますので、若干測定値の違いによってこういう、
0:17:42	区分になったかと思えます。ちょっと今通知、今、
0:17:47	手元になくて伝送確認できないんですけど、特に大きな意味合いはないです。もう実測値がちょっと違ってたという。
0:17:55	所。
0:17:56	だと思えます。
0:18:00	ちょっと確認します。
0:18:02	はい。規制庁のミキヤです。わかりました。余熱除去クーラーって要はRHRの熱交換器ってことですかね。
0:18:15	大変ありがとうございます。はい。はい。その通りですね。なのでRHRの系統自体で、おそらくL IIに入ってくるところがあるんだけど、

0:18:26	庫だけを見たときに、
0:18:30	1号炉は、
0:18:32	ある、流通のクライテリアを超えてなくてってことなのかなあ。
0:18:37	ただホンザイはちょっとよくわからホンザイはどこにでもあるものだと思うんですけども、CLに入ってくるのと入ってこないとどこに行っちゃうのかなとかですねちょっとここら辺、本体で何どのホンザイを指してるのかもわかんないんですけども。
0:18:53	存在は、2号炉の問題の位置付けってちょっと教えていただければなあとは思いますが。その時にですね。
0:19:09	後日で結構なんですけど。いや。
0:19:14	関西電力ですけども、抗体に関しましては、2号でも、クリアランスになるものは、
0:19:22	ありまして、1号側では、ちょっとピックアップしてるんですけども2号側では代表例のところピックアップしなかったという。
0:19:31	その理由で特に深井委員以外はございます。
0:19:36	はい、わかりました。どうぞ。RHRクーラーと含めてちょっと、事実をきっちり確認します。はい。お願いします。
0:19:48	ごめん。
0:19:49	①はそれだけです。よろしいですか。
0:19:54	規制庁のトガサキですけど、

0:19:58	00、
0:20:00	2 に行ってですか。
0:20:02	いいです①は僕ないので、すいません、規制庁の三木です①でですね、最後のマルで書いてあるのは、さっきの話もありましたけど他からの、
0:20:14	付着防止っていうのはわかったんですけども、こちらについてもグリーンハウスを設置しないっていうのは、漏えい防止は、
0:20:27	どうなんでしょうか。
0:20:35	というのはこれ解体の話なので、機械的外力とか、
0:20:41	もう当然かかってくるんですよ。
0:20:45	なので、ごめんなさいそういう意味でこの質問は、ここは基本的な話として汚染の付着防止だけなんですかね。グリーンハウスを設置した電力の羽田でございます。
0:20:59	グリーンハウスの意味合いは解体時含む解体のグリーンハウスですけど、これは衛藤基本的にその中からの汚染を防止するための目的ですんで、
0:21:11	そのバーいえっと、解体してるのが、その機器だけですので、
0:21:18	先ほど説明した外からの汚染とか異物防止っていうのは、要は、全く系統の違う汚染核種とかそういうものがかからないようクリアをする時にそこが要求されますので、
0:21:29	この解体時っていうのはそのこの系統の解体の話ですので、

0:21:35	当然解体してる間は当然汚染がそのグリーンハウスなんかは、汚染がつく可能性がありますのでそれを防止する意味合いではなくて、それはその同じ系統ということで、
0:21:48	ありますので、ここのグリーンハウスはあくまで、
0:21:52	解体場所から外に汚染が広がらない。
0:21:57	ような措置のためのグリーンハウスになります。
0:22:01	はい。規制庁のミキヤです。
0:22:03	そういうことですね要は中から外に出ていくものがある場合には、この1行目にある基本的にグリーンハウスを設置して、
0:22:12	に該当すると。
0:22:15	場合によってはグリーンハウスを設置しない場合があるよと書かれている意味合いとしては、
0:22:23	当然中から外に対してまず漏れで漏れ出すものが全くない。
0:22:29	土岐。
0:22:30	勝。
0:22:31	外から中に、
0:22:34	付着するようなことを防止したい時、
0:22:37	この両方がかかってきてそういう時はグリーンハウスを設置しない場合、違うか。
0:22:43	ちょっと違いますね。

0:22:45	そうですねけれども嘘。ちょっとそちらはないんですけど感覚的にはこういう解体とかしない限りはですねかなりスズキ中尾線が、
0:22:55	いっぱい回ってるわけじゃない。その換気空調もいつも動いてますし、普通に人が、
0:23:03	立ち入りしておりますので、基本の考え方としてはもう解体してる中から外を防止する、その目的認識としてはそんなイメージで結構だと思います。
0:23:18	はい追加でちょっと混乱されて申し訳ないけど、先ほど3ページ目で説明した後の、
0:23:26	外からの追加的な汚染とか物購入というのはあくまで
0:23:31	クリアランスするために、ある程度の期間ずっと置いておくバーいだけの認識っていう、その意味合いでこれを入れてると。
0:23:44	その作業管理とかいう意味合いではあまりこういうことはしないんですけどもあくまで将来のクリアランスを見込んで、
0:23:51	この3ページ目の外からの汚染を防止するというのを、今回初めて保安規定でも変えてこういう管理をすると。
0:23:58	ということなのであまりその管理区域の関係はここはちょっと別も、
0:24:03	イメージになります。
0:24:06	規制庁の三木です。今のご説明をこの文章でちょっと落とし込むとどう いうイメージになるのかなってのはまだちょっとすいませんイメージ湧

	いてないんですけども、この文章だけだとちょっとわからないと思うんですけども。
0:24:21	藤さんと菅佐原ですけれども、今おっしゃってるのは1ページ目でしょうが3ページ目、1ページ目の二つ目のマルとか最後の4行ですね。
0:24:36	だから関西電力ハラですけれども、
0:24:40	管理としては、基本的なからサトウ報酬がここで汚染の一端を防止する別売りハウス。
0:24:46	項目的レースが1行目ですね、正しい形の話なんですけども。
0:24:52	正しい秋も同じ話で、部屋の外に、汚染の試算をしないように、
0:24:59	なってる場合は、わざわざハウス組まなくても部屋自身がグリーンハウスになってるっていうそれだけの意味じゃないけど、
0:25:08	なので外から中ってというのは家中にある、そのの、
0:25:14	配管を養生することで、
0:25:20	ここの養生っていうのはイメージとしてはその部屋の中で解体をしますと。
0:25:27	あその部屋自身部屋自身はちょっと汚染が広がる可能性があるんですが、
0:25:32	そもそも要ら不要な汚染がつかない。
0:25:36	ような機器とか配管は事前に、
0:25:41	当面、

0:25:42	何か塗装とかでもある程度何か養生してそこに電気がつかないようにする ようなイメージで、汚染がつかないように真壁も一緒ですね、そのの 壁に余計な汚染がつかないように、
0:25:54	養生してですね。
0:25:56	そういうことをただ説明してるだけです。
0:26:01	例として流れよう便器ワットて乗りたいんだけども、
0:26:05	ようなところに展開を評定することを示している。それだけご説明、規 制庁の飯田です。なのでまさに中から外に漏れ出すような、
0:26:16	ケースが想定されない場合の話をここでしてるのかなと思ったんですけ ども。
0:26:21	これは完全にコールドなあかなり。
0:26:25	付着していたとしても相当レベルの低い汚染であって、外からの付着防 止を、
0:26:32	養生するわけですね。
0:26:34	なので、その中でも、そのほとんど、
0:26:38	含まれていないのでまずその時点で漏えい防止っていうものを考えなく ていい設備ということの意味してるのかなと思ったんですがそこまでは 行ってないんですか。
0:26:48	関西電力原でございます。そこまでいってなくてあくまでも中から外だ けの管理上の話だったんです。

0:27:04	結果的にはとかなんかもあるかもしれないんですけども。
0:27:08	通常状態であれば外に汚染がいっぱいあるようなところはございませんので普通に部屋に入ってくる空気です。
0:27:16	規制規制庁のトガサキです御説明でここで説明したいことはわかるんですけど。
0:27:24	ただし書きの中の話が、中から外への汚染拡大防止の話と、汚染物が、
0:27:34	鵜飼大丈夫榎につかないようにっていう、二つ話が入ってしまってるので、両方抱えてもいいと思うんですけど。
0:27:45	ちょっと書き分けてもらった方がいいんじゃないかと思うんですけど。
0:27:50	そのただし書きの前段とここ、後段ですね。
0:27:55	ていうのを書き分けて結果的にグリーンハウスを使う、つくれない、使わない場合があるということだと思うんですけど。
0:28:01	観点がちょっと今、
0:28:04	この二つの観点が混在して書いていると思いますので、そこはわかるようにしていただければと思いますけどいかがですか。
0:28:12	関西電力羽田でございます。
0:28:16	3行目に書いてるこの壁や部屋の中に赤い最終的のつき合いを養生することっていうところが、回答の特に趣旨とは全然合っていない話で、
0:28:28	実際やることで書いているところでちょっと誤解を招くようでございます。ここで言いたいのは、この、

0:28:36	分を抜いてですね、要は部屋の壁等 2 行目の部屋の壁等が汚染拡大防止の機能を有するためグリーンハウスを設置しない場合が、場合があるというところで基本的な回答としては、
0:28:48	そういうことを、
0:28:52	になりますのでここ。
0:28:53	分けるとか固型したいと、消した方が、誤解を招かないかなと思います。
0:28:59	はい。そういう、それで汚染拡大防止の観点からの質問ですので、それでいいんじゃないかと思います。
0:29:10	はい。今、当社そういう汚染拡大防止の観点での記載ですので、ここは消します。
0:29:18	202
0:29:21	あの、
0:29:22	規制庁のトガサキですけど、2 ページ目の、
0:29:25	下から 4 行目の仮の評価の、
0:29:30	1.7×10^{-5} 乗ベクレルっていうのは、
0:29:36	以前、この補足説明資料とかで、
0:29:41	その残存放射能の調査の結果で、各配管とかのデータを、
0:29:48	とかをもらったんですけど。
0:29:50	そのの、

0:29:53	C V C S 配管の L 3 のものを合計した放射能というふうに理解してよろしいですか。
0:30:01	浅井に僕です。
0:30:03	こちらの数字は合計したものではなくてですね、マップをつけさせていただいてる解体撤去物の管理の概要に関するコートの表の中の内ですね、L 3 になっている。
0:30:17	配管の一番高いものを選んでおります。
0:30:22	これは、
0:30:24	資料をですね、今日
0:30:28	ヒアリング対象とさせていただいてるし、資料 5 の中の内ですね。
0:30:34	1 ページの、
0:30:39	あるろ。
0:30:40	これはもう、そうです。はい。⑥封水クーラ入口配管が、コバルト 60 L 3 をこの表に書いてある L 3 の、
0:30:48	中で一番大きい放射能となっておりますのでこの値を選んでおります。そこにサンリツと計算割合を掛けて、この 1.7×10 の補助っていう値を算出しております。
0:31:00	これ重量かけて、
0:31:05	3. 40%です。
0:31:08	そうですね。その準備をかけて、7510 はい。

0:31:14	以上です。北野室長の戸松です。
0:31:17	重量は、あれですけど、残存放射能。
0:31:22	調査の結果の表 2 表を見ればわかるようになってますか。
0:31:32	関西電力オクデ。
0:31:34	おはようございます。今はですね、ちょっとこの後のコメント回答でもあるんですけどもちょっと表の対応はですね。
0:31:41	返せる数字がちょっと、
0:31:45	合計の仕方が違うので、
0:31:48	表に記載されている重量をそのまま活用するということではできません。 もっと具体的に言いますと、
0:31:56	資料 5 の、この 9 ページに記載してある、配管につきましては、
0:32:03	以前のコメント回答でお渡しした、
0:32:07	志布志下二つ営業系統⑤とか④とか記載しておりました。データに比べて、細かい配管が記載されています。
0:32:17	なんで、化学体積制御系統⑤っていうふうに記載している。前回お渡しした資料は、
0:32:24	この⑤という系統に分類した配管をすべて足し合わせた値が書いてありますので、
0:32:30	この資料 5 の P 9 に書いてある配管は、そのまとめたものも、さらにその細かい最も細かい配管を列挙して、

0:32:38	いるという状況になりますので、ちょっと対応が一对一ではないので、重量分を見ていただくということができません。
0:32:47	以上です。
0:32:48	規制庁の戸ヶ崎ですわかりました。それで、ちょうど2ページのところで、この 1.7×10^{-5} 乗ベクレルという数字が、
0:32:59	この文章だと、
0:33:02	そのL3のCVCS相川の全部の合計値等も見れてしまうので、
0:33:09	だからその一部なんだっていうのがちょっとわかるようにしてもらいたいんですけどだから、その解体単位、解体単位で、もしそれが、
0:33:20	ビニール袋とかに入っていて、それがビニールが破れて、倉庫の中には付着している方、放射能が歩出てしまった場合に、
0:33:33	飛散率とか、欠損率、
0:33:36	消す割合をかけると。
0:33:38	空気中の濃度がどうなるっていう話だと思しますので、
0:33:41	それが前提としては、1、
0:33:45	この単位で計算してるのか、それとももっと保守的にこの系統単位で説明してるのかっていうのはわからなかったので、
0:33:56	ちょっとそこわかるようにしてもらいたいという趣旨です。
0:34:01	簡単に旅行。
0:34:02	オクデでございます。承知いたしました。

0:34:05	今回ですと、このL3で一番高い、CVCSの相川のL3で一番高いものっていうこと、ところが明確にわかるように記載を修正いたします。以上。
0:34:18	私は以上になります。
0:34:33	規制庁のミキヤです。丸さん、3ページ目なんですけども。
0:34:39	これはドラム缶に入れる場合も袋に入れるということによろしいですか。メッシュの話だけではなくて、
0:34:52	はい、関西電力奥田でございます。どうぞファーム間に封入する場合も袋に入れて、系統ですとか、機種ごとに分けて、
0:34:59	将来クリアランスするかもしれないけど踏まえて、そこは分けて、風呂に入れて、ドラム缶に入れるというところでございます。以上です。そのドラム缶にレンサイに袋に入れるっていうのは今ご説明あったような
0:35:13	今後クリアランスすると昨日そのあとの処理で袋に入れといた方がいいからってそういうような趣旨なんですかね。
0:35:23	はい。関西電力原です。はい。ここに書いてる。
0:35:27	どこの系統かとかどこの機種かとかいうのを、フロー単位で管理する、今予定にしておりますので、そういう意味合いで黒木類ということになる。
0:35:38	はい。

0:35:38	あと、もう1点なんですけども、このメッシュの箱が例えばC V C Sでまとめるとかそういうことではなくて、
0:35:52	ここに書いていただいたような、N IIの区分、L3だったり、
0:35:57	あと系統にも分けるのか。
0:36:00	そういう意味か。ごめんなさいちょっと系統を見落としてました。なのでこのメッシュの箱単位でどういう分け方になるのかなと書いたのが、レベル区分、N IIとL3が混在しないとか、C V C Sと他の系統が混在しないとかそこら辺は配慮がなされるということでもいいですかね。
0:36:27	関西電力羽田でございます。正確に言いますと、
0:36:31	汚染レベルは分けます。
0:36:34	そう。
0:36:35	メッシュボックスごとにそれぞれの、決まった汚染レベルのものを
0:36:41	表し袋に関しては、系統に関しては混在するワープロごとで管理しますので、違う系統が入る場合もありますということになり、なるほどそうするとこの文章はやっぱり袋に入れまでしかかかってないんですね。
0:36:57	このレベル区分だとか系統だとか機種ってというのは、
0:37:01	ドラマイヤーの単位なりメッシュの方ではそこは別にもう袋で分けられるから、
0:37:09	良くて、逆にドラム缶メッシュの段階で、L IIのL L IIとL3の袋が小、

0:37:18	一緒に入るとかそういうこともないという理解でいいですか。
0:37:23	関西電力原です。はいその理解で結構。
0:37:27	わかりました。
0:37:39	季節をツカべてすみませんちょっと3ページ目のところで、細かい話なんですけど今回不燃シートで養生しますというご説明があったんですが、
0:37:48	解体撤去物としては不燃物、
0:37:52	だけではあるものの、
0:37:54	ちょっとビニール等で養生し、可燃物を入れるので、
0:37:59	面シートで養生するということなんでしょうかちょっと、不燃、
0:38:04	シートの位置付けを教えてください。
0:38:07	関西電力原でございます。はい。今のご認識の通り掘井知袋に入れますトリガーの可燃物になるので、それを認識すると。
0:38:15	基本的にはおっしゃる通り、海外結局はほとんど金属ですので、不燃物ナカイですけど。
0:38:21	取り入りますので、やるということでご理解で結構です。
0:38:26	はい、わかりました。
0:38:28	今のご説明だと、ちょっと不燃解体撤去物は、
0:38:34	滑って不燃物と。

0:38:36	いう前提に立てばいいのかそれともヶ年のものを出てくるのかっていうとそれは、
0:38:41	どちらなんですかね。ケーブルとかだとかねも出てくるのかもしれないんですが、
0:38:53	関連の羽田でございますが
0:38:56	結論から言いますと、
0:38:59	チェックとかがないとは言えない。今ちょっとあるかどうかちょっとなかなか思いつかないんですけど。
0:39:07	うん。将来的には、プラスチックとかも、今のクリアランスできるようになってます。将来的にはクリアする可能性がありますので、
0:39:16	全くないとは言えないかと思えますけども、もう大多数大部分が金属なり、一部コンクリートということで、船なんでしょうけど全く可燃物じゃないかという、ちょっと。
0:39:29	会議がありませんから、ちょっと。
0:39:35	その可能性は一応低いとはできないという、そういう感じです。規制庁ツカベはい、わかりました。
0:39:48	あ、規制庁のミキヤですすいません、ちょっとさっき話の出てきましたホンザイってのはどういう分類になるんでしょうか。
0:40:04	はい。関西電力羽田でございます。g r a s sルールは不変のようです。

0:40:12	本来のケール発砲のものではないというもう不燃性のものを使ったホンザイに変わっている。
0:40:21	ということですかね。
0:40:27	世古とか、すいません。
0:40:31	荒瀬。
0:40:35	上に、イメージ的にはですね関西電力のカミイチですけども。
0:40:42	イメージ的には繰合せにする恩田Kの想定してますのがグラフルールって、先週のガラス製のものを、基本的に考えてますと。
0:40:55	いうことと、今ここですね従来はクリアランスって言うものは金属がツール等に限定されてましたけれども、
0:41:06	規則が改正されて、先ほど申しましたように、可能性としてはプラスチックとか、そういうものも将来的には呉アースできるんじゃないだろうかっていうのは、現状の規則のちょっと状況になってございます。以上です。
0:41:23	はい。規制庁のミキヤです。
0:41:25	ちょっと誤差質問は、解体撤去物なり、
0:41:31	なので要は、そのクリアランスに回すものだけに限定した質問ではなかったんですけども。
0:41:39	そういう意味で、クリアランスにも回さないような、解体撤去物、解体保管物ってのが、このメッシュ容器に入れられるわけですね。

0:41:50	その際に、大半が金属で不燃性ですけれども、というお話でしたが、今後クリアランスにするか、廃棄物にするか。
0:42:00	不明なものとして考えたときに、ホンザイというのは、グラスウールのものもあれば、
0:42:07	発泡のものもあってそういう意味ではか、そういうものがもしあるのであればちょっと可燃性のももの、随分とした量が出てくる可能性があるかなと思ってお伺いしたんですけれども。
0:42:25	関西電力北条でございます。今のところは、保険土台と聞いてますけれども、それがヶ年だったとしても先ほどの説明の通り、不燃ヶ年であまりここは意識はせずに、
0:42:42	の解体保管物に入る衛藤可能性はありますか入れる可能性はあります。不燃シートで養生するから、火災の心配がないという説明になるという理解でしょうか。
0:42:56	関西電力羽田でございます。はい。その通りでございます。はい、わかりました。
0:43:07	売上。
0:43:31	規制庁のミキヤです 4 ページ目はテープの補強の話を書いていたんですが、
0:43:39	何でしょう、テープが藪、ごめんなさい袋が破れた場合の措置みたいなものってのはもう取りかえるってことなんでしょうか。

0:43:55	関西電力仲です。
0:43:57	これが破れそうだとかですね、ちょっと敗れかけてるようなところというの うのは
0:44:06	飯没水る前に、鉄塔の補強等を、
0:44:10	やりましてそれで免職に入れるというような措置をとるとい ことです。
0:44:18	はい。
0:44:20	あと袋2枚にするとか、何かそういういろいろな、一般的に考えられる 策を、
0:44:27	対処されるんですかね。
0:44:31	関西電力、仲ですはい。その通りでございますいろいろな方法あるかと思 いますが例として、抵当による補強というようなことを書かせていた だいております。いずれにしても、
0:44:42	漏えいしないような措置をとるとい ことです。
0:44:46	で、もう1点なんですけども、これ、コンクリートの話がないんですけ ど金属に限定されているのでしょうか。
0:45:00	関西電力原でございます。いや、コンクリートも一部、出ますけど同じ ような管理。
0:45:07	をいたします。

0:45:09	はい。規制庁の三木です。そういう意味ではこれ金属を袋に入れてって書いてありますが、別に金属に限定しているわけではない。
0:45:20	はい。関西電力でございますので、ちょっと突起物のイメージがあったんでちょっと金属っていう書いてましたけどコンクリートでも同じような、溢れるような場合には、
0:45:31	同じような措置をとります。
0:45:33	はい。規制庁の水間金属コンクリートもあれですよ鉄筋コンクリート製ですよ。
0:45:39	ちょっと場所によってなのかもしれませんが。
0:45:43	基本、相川佐治永原でございます。はい。基本はそうです。ですねだからあまりその金属だろうが、コンクリートだろうがっていうなんか分類はないのかなと思ってはいますけど。はい。小西加藤って。
0:45:55	はい、わかりました。
0:46:11	はい。規制庁の三木です。5 ページ目なんですけども念のための、
0:46:16	線量当量率とかいう可能性密度の測定というのは、ここは保安規定にも書かれる、週 1 回の巡視時の話としてでしょうか。
0:46:29	関西電力の原でございます。今のところ下部規定で定めようという一応巡視について保安規定に書きますけれども。
0:46:38	資料 5 の、
0:46:40	それから最終ページ、13 ページ。

0:46:44	今日は右ですけれども、
0:46:48	興味技能一番下の項目ここ一応下部規定で定める予定。
0:47:00	その上の2ポツまでが今保安規定に囲ってくるところで、
0:47:04	ちょっと今回、これに追加して
0:47:09	前回ご説明しましたけれども
0:47:13	解体保管物なり、解体エリアの
0:47:17	線量基準とか最大容量とかそういうところを保安規定が追加しますけれども、
0:47:24	一番下にも書いている線量当量率くらい上乗せ密度っていうのは、
0:47:29	ハッピーライン求めずっと今勘案定めることを今考えてる。
0:47:32	以上です。はい、わかりました。ありがとうございます。
0:48:07	原子力規制庁フジカワです。資料2についての質問は以上になりますので、
0:48:14	引き続き、資料3以降の説明をお願いいたします。
0:48:27	はい。関西電力奥でございます。
0:48:30	では、資料3の、
0:48:32	説明を引き続き実施させていただきます。資料3はですね。
0:48:37	挨拶計画に、

0:48:41	訳されております件数発等、添付書類 9 の変更今回行っていないんですけれども、こちらの変更しない理由についてちょっとコメントをいただいておりますので、そちらの回答資料となります。
0:48:54	まず 1 ポツの、
0:48:55	添付書類 8 についてですけれども、
0:48:58	こちらは廃棄措置を開始するに当たりまして、添付 8 の挨拶の実施体制に関する説明書にはですね、挨拶全体を通して、
0:49:08	実施体制や、配達の実施体制、経験、技術者の確保、技術者に対する教育訓練について普遍的な内容を記載しております。
0:49:18	磯田第二段階以降につきましても、これが内容には変更はなくですね、今回の変更事項とはしておりません。
0:49:26	なおですね上記の実施改正の具体的内容につきましては、保安規定において、挨拶の実施に係る保安管理体制、各職位の職務内容、解説主任者の任命に関する事項について、
0:49:39	明確にするよう定めておりまして、今回これらの保安管理体制等につきましても変更ございません。
0:49:46	それで 2 ポツの添付書類 9 に菅都築をですね。
0:49:50	添付する 9 の品質マネジメントシステムに関する説明承認を本規程定めております。原子力施設の保安のための業務に係る品質管理必要な体制の基準に関する規則を踏まえました。

0:50:04	品質マネジメントシステム書を参考に、基本的な内容に整理をして記載 をしております。
0:50:10	改組時代段階以降につきましても、これらの内容に変更はなく、今回の 変更事項としておりません。
0:50:17	なお、一番最後の段落に記載しておりますが、設置許可変更、設置変更 許可申請に係る規定ではですね、設置変更許可申請書には、変更後にお ける、
0:50:29	添付書類を添付しなければならないとされて立法挨拶計画の変更に係る 形では、
0:50:36	開設計画変更認可申請書には、添付書類のうち、変更に係るものについ て、添付することとされておまして、変更がない添付書類含め、
0:50:46	店舗を求める記載となっております。そのため、今回の変更委員会 は、店舗発注研究はつけておりません。
0:50:54	あと後ろのページを参考として、規則等をまとめて付けております。こ の資料の説明は以上となります。
0:51:17	規制庁のトガサキですけど。
0:51:19	ちょっとか、確認だけなんですけど。
0:51:22	この
0:51:24	資料の一番最後の4ページの一番最後の、
0:51:30	117条。

0:51:32	もう、第2項の、
0:51:34	この書きぶりなんですけど。
0:51:36	これ3 三条改正でそのの上にある、
0:51:43	2 ポツのよ。
0:51:44	2 項の、配送地に係る品質マネジメントに関する説明書っていうの、 名称に、
0:51:53	もともとは、
0:51:55	これが
0:51:57	品質保証ですかね。
0:52:00	因数。
0:52:03	補聴計画に関する説明書っていうのが、名称が変わったんですけど、以 前もこの
0:52:11	この添付資料9 っていうのは変更申請の時にはつけてなかったというふ うに考えてよろしいですか。
0:52:20	関西電力原でございます。はい。以前から変わっておりません。そこ も、はい。
0:52:26	わかりました。はい。
0:52:32	原則切ツカベですか、ちょっと実施体制でお伺いしたいんですが今回、
0:52:39	変更はされないということなんですけど、現行の体制で、それで第二段階 第3 段階、

0:52:47	公布していく。
0:52:50	体制としては、
0:52:52	過不足とか不足がなくて、
0:52:55	当然今後その、
0:52:57	経営的な判断であるとか、
0:52:59	人的な判断とかがあって、みなされることはあるのかもしれませんが ど。
0:53:04	現行の申請されている。
0:53:07	内容で、第2第3段階も対応可能であるという前提で申請されていると いうことでよろしいでしょうか。
0:53:18	関西電力の羽田でございます。今ここで説明している
0:53:24	廃措置計画に書いている体制、いわゆるここでは措置計画上はある意 味、タカハシ主任者。
0:53:32	なりを監督させる敗訴主任者に廃措置を監督させると。
0:53:38	ですね、やっぱり普遍的な内容を書いておりますので、
0:53:42	細かな体制をここで規定してるわけではございませんが、
0:53:47	そういう意味で言いましたら、今回は保安規定の変更も、第二段階も、 に合わせて、変えるものはないんですけれども。
0:53:56	これまでも

0:53:59	書いて、例えばその発電所のカーとかですね、事業法務グループとかそういう変更というのは今後ないと言われるとあるんですけど、特にこの下位措置の第二段階のために、第3段階排除の段階に合わせて、
0:54:13	具体的に変えるっていう場合には保安規定の方でご説明してその時に変更するということになると思います。
0:54:22	はい、規制庁ツカベです。はい。書類上は変更がないことはわかっていましたので
0:54:28	今後についてもそういうことだというのがわかりましたので、結構です。
0:54:34	規制庁のトガサキですけどちょっと確認なんですけど、
0:54:39	先ほどの具体的なそういう体制については保安規定において、
0:54:47	め定めるって書いてあるんですけど、これで今回の
0:54:54	第二段階以降の変更について、
0:54:58	保安規定の方で変えたところは、先ほど資料5の一番最後でしたっけ。
0:55:06	そのの、
0:55:10	体制、体制というか補保管エリアの管理とかというのが加わったと思いますので、保安規定レベルではそういうところが変わったっていうふうに理解してよろしいですか。
0:55:25	関西電力羽田でございます。はいそのほかにも法律管理も保安規定で言いますと法律管理目標値を変えたりとかですね。

0:55:35	ちょっと関係ないところで管理と息づかいたりとか、あと
0:55:41	委員会、委員会の付議事項に3号炉の、
0:55:45	影響を及ぼさないことを、
0:55:48	今後とかそういう変更がございますけれども、体制についても変更は今 回してないということになります。以上です。
0:55:58	はい、わかりました。
0:56:10	規制庁の藤川です。では資料3についての質疑、質問は以上になります ので、
0:56:19	引き続き資料4の説明をお願いいたします。
0:56:24	はい、関西電力小椋でございます。では資料の説明に入ります。こちら はですねここに出した資料のところ面等に対応します修正等を、
0:56:35	求めたものでございます。すべてのみを説明させていただきます。ペー ジをめくっていただきます。通し番号3ページをご覧ください。
0:56:46	こちら第一段階の経験等を、
0:56:49	に関する資料ですけれども、こちらは、まず、この真ん中に書いてあり ます証憑ですね、表のところ、資料1のコメント整理表の番号で言い ますと、5-1-14ですね。
0:57:02	その他、機器解体、第3段階まで伸ばした方がわかりやすいのではない かというコメントをいただきましたので、そのように等を修正しており ます。

0:57:11	もう一つが、その他機器解体の文章の方で、下線を引いてありますけれども、
0:57:17	その機器の性能施設の具体例として、
0:57:21	コメント番号で言いますと、5-1-13 に、
0:57:24	消火栓とタービン復水器冷却水放水量を追加して欲しいというコメントいただきましたので、追加をしております。
0:57:33	その他機械自体の一番最後の文章につきましては、上の表で、解体事業第3段階に終わりまで延ばしましたので、文書の修正を削除を行っております。
0:57:46	続いての修正、千田常盤さんページなんですけども。
0:57:51	以前のペアリングでですね、3ページと4ページの順番は逆にな力というか、になってたんですけども、こちらも入れ替えをしまして、
0:58:01	3ページに全体像を、
0:58:03	説明しますけど4ページに移るという構成に修正をしております。
0:58:08	続いて、
0:58:10	通しで6ページをお開きください。
0:58:14	こちら1ヶ所、
0:58:16	提供しております一番最後の表の一番最後の※1のところ、
0:58:21	板厚約100ミリという100ミリメートルというところをいたすという文言を一度後、どこの浅尾。

0:58:30	示しているのかというのにはわかりにくかったので、そこを追及させていただきます。
0:58:38	もちろん地域終点は、
0:58:43	次の資料は、通し番号の 18 ページをご覧ください。
0:58:49	こちらはコメントNo.の中の 1-14 で、先ほどの資料 2 の説明で少し出たんですけれども、前回実施したヒアリング資料で、佐野レベルを配管ですとか、弁短期といった細かい、
0:59:04	表として、レベル区分と放射能濃度を示した資料と、
0:59:11	ちょっと数字が、資料の番号わかりづらいんですけども、今回、ヒアリング資料として提出した資料 5 の、
0:59:18	C V C S 配管の兵頭数字等、そういう関係性が説明して、
0:59:24	説明することというコメントの回答となります。
0:59:30	回答のところ読み上げますと、資料 3 のコメント回答No.13-1-4 の被ばく評価用インベントリ対応表は設備ごとに分類をしておりますが、
0:59:42	この資料 3 の 26 に記載している配管設備は、建屋、
0:59:47	いや、A 系統、原子炉定額系統や体積制御系統等や、配管系、10 a 50100 A 棟に設けてごとに分類して、建屋全体に施設されている配管を求めて記載をして、被ばく評価に使用しております。
1:00:03	例えば、資料 3 の次、26 ページに記載している 50 A 配管化学体積制御系統⑤であれば、化学体積制御系と⑤に分類した系統において、

1:00:16	原子炉補助建屋内にある 50 配管として使用されているすべての配管の合計重量及びそのあたりから計算した放射能濃度を記載しております。
1:00:26	一方、資料 5 の 9 ページには、まず中の、
1:00:30	化学体積制御タンク周辺で線量測定をしている配管を記載しております、
1:00:36	資料 3 の 26 ページ記載の配管の一部を抽出したものとなります。具体例を挙げますと、資料 59 ページの a ホウ酸ポンプ出口配管は、資料 3、26 ページの、
1:00:49	50 円配管化学体積制御系とファイル 5 の中に含まれております。
1:00:54	私が概要となります。
1:00:57	やつね。
1:00:59	それで 19 ページですけども、放出量の決算のところ、修正したポイントが、通し番号 20 ページをご覧ください。
1:01:08	こちら、コメント回答No.13-1-15 にですね。
1:01:13	機械期中熱的切断、もう解体対象として原子炉流域のものしかないの、建設周辺設備のものを追加して欲しいというコメントの概要となります。
1:01:24	ホームページの一番下に、
1:01:26	旧熱的切断になる、原子炉周辺設備ある解析セールバンクを、
1:01:31	追記をしております。

1:01:34	こちらの計算放出量の資料は以上となります。
1:01:38	では続き通し番号 23 ページをご覧ください。
1:01:43	こちらコメント回答 14-1-13。
1:01:47	従事者被ばくに関する内容です。
1:01:50	こちら、
1:01:52	前回のヒアリングで、遠隔作業をするときに、解体方法の違いによって、被ばく量への影響が小さい。
1:02:01	違いがないと、ということが読める報告書の抜粋を提示して欲しいという内容について、
1:02:07	の回答です。
1:02:10	こちらですね、実用発電用原子炉廃炉設備か確証試験、廃止措置技術調査に関する調査報告書の該当ページについて示しております。
1:02:22	通し番号 25 ページをご覧ください。赤線で示してあるところはですね、当該の、
1:02:29	遠隔操作作業によって、
1:02:32	被ばく量が全体として、大きな増加ではないという内容が記載されてる部分となります。
1:02:40	資料 4 に関しましては説明は以上となります。
1:02:52	規制庁フジカワで説明ありがとうございます。
1:02:55	では質疑に移らせていただきます。

1:02:59	採否と、
1:03:02	最後の最後説明いただいた遠隔作業における改定候補の違いに関してなんですが、ここもちょっと詳しく説明いただくことはできますか。
1:03:28	入れましょうか。関西電力仲です。こちらはですね赤線で引いてありますところの上に、機械的切断と、それから熱的切断、これの違いがあるというふうに書いてございますけれども。
1:03:42	キバク量としましては遠隔操作の場所ですね、被ばくが非常に小さいところで、遠隔操作をして、それが作業員の被ばくという計算をしますもので、
1:03:53	多少時間が延びている場合においても、全体の作業を原子炉容器の解体作業に対する影響は非常に小さい、そういったことを記載してあるものでございます。以上です。
1:04:07	はい。規制庁古川です。工数比で0増、評価したが、アップ作業時の増加で全体に大きな増加はわかりました。ありがとうございます。
1:06:12	搭載される。
1:06:28	原子力規制庁のトガサキですけど。
1:06:32	ちょっと私が確認したかったのは、
1:06:38	この小浜ハンドブックとの比較解体の仕方っていうのは、
1:06:43	確か水中での遠隔、
1:06:47	操作切断っていうのに対して、今回美浜では、期中での遠隔、

1:06:56	操作っていうので、遮へいの条件とか変わってくるんだと思うんですけど、そういう期中とか水中での、
1:07:07	切断の違いみたいなのは、
1:07:10	ないのかっていうちょっと観点が入って入ってたんですけど。
1:07:14	熱的か、機械的かっていうものよりも水中書きちゅうかですね。
1:07:22	それについてどう、どういう。
1:07:25	ふうに考えればよろしいですか。
1:07:29	関西電力原でございます。はい。おっしゃる通りご質問は来ちゅうか、期中鳥栖市の違いということなんですけれどもここの、この電気系統。
1:07:42	NUPECの報告書にある通りですねこっちはおそらく熱的機械的な話なんですけども。
1:07:48	と言いたかったのはあくまでどっちにしる遠隔作業時の作業になりますと、
1:07:55	それはだから
1:07:58	具体的じゃないや、水中であろうが気球であろうが、遠隔作業っていうのは、
1:08:04	吸水中関係なくですねそういう被ばくの影響が及ぼさないようなところで、遠隔作業いたしますので、
1:08:12	遠隔作業による被ばくっていうのはほとんど影響ないというのを示すために今回NUPECで、

1:08:17	書かれているこの期中熱的と、機械的そこは違いますが、遠隔作業時の被ばく線量としては基本的に大きくないというところを示させていただいた。
1:08:29	ビデオ趣旨でございます。
1:08:32	規制庁のトガサキですけど、一応確認ですけど、ここ遠隔操作時も、被ばくがあるっていう前提で、
1:08:42	計算されてると思うんですけど。
1:08:45	その時のだから時時間と各線量とか、そういう何か情報とかってのは入ってるんですか。
1:09:05	葛西委員ありがとうございますはいそれは報告書の方で、そこまで詳しい情報はなかったと聞いてます。ないと思います。認識してます。
1:09:14	規制庁のトガサキですけど、線量、遠隔操作時にどれぐらいの被ばく量になるかっていう。
1:09:21	数数値は載ってるんですか。
1:09:29	関西電力羽田でございますちょっと確認しますけれども、そこの戦力なかったとちょっと確認します。
1:09:37	規制庁のトガサキですけど、結局、被ばく量が上の方にもありますけど、2ミリシーベル等の評価になっているので、
1:09:50	人、人等、あれですよ

1:09:54	どれぐらいの線量になるかっていうのは、データとしてはあるんじゃないかと思うんですけど。
1:09:59	ちょっと、もうそういうのがあるかをちょっと確認し、知ってもらいたいと思います。
1:10:18	はいちょっと今通確認します。はい。
1:10:23	お願いします。
1:10:51	規制庁のトガサキですあとですねちょっと細かい話なんですけど、3ページの
1:10:57	表の、
1:11:00	そのた企画機器解体の、
1:11:05	帯を尾藤。
1:11:07	それとあと17ページの、
1:11:09	帯ですね。
1:11:11	それとあと、あと説明いただくと思うんですけど。
1:11:18	資料の、
1:11:22	方針を説明した資料。
1:11:25	あれですね資料7ですね資料の7の、
1:11:29	11ページの、
1:11:35	二次系等の解体撤去の、
1:11:38	その他設備の解体撤去のO B O Bですね。

1:11:41	ちょうど、タービン建屋の前で終わるのか、それとも並行してやるのがちょっと違うので、それとどっち買わせていただいた方がいいと思うんですけど。
1:11:54	はい、関西電力オクテでございます。申し訳ございませんP17の方を、
1:11:59	矢崎家庭第三課に終わるまで延ばすという形に修正をいたしますのでその時あたり3の終わりまで伸びると。
1:12:09	いうところに統一したいと思います。以上です。
1:12:13	はい、了解しました。
1:13:00	はい規制庁フジカワです。どう。
1:13:02	まず後トガサキさんからさっき質問されたやつ1件は後で回答いただく。
1:13:08	形でいいかなと思いますので
1:13:11	引き続き、では、この4について、4日で終わって後、5番以降の説明の方をお願いいたします。
1:13:22	はい。関西電力大倉でございます。
1:13:25	ではゴルフ長く続けて、説明をさせていただきます。
1:13:29	こちら三つの資料のですね修正ポイントのみの伊勢の説明となります。
1:13:35	では資料5のですね、めくっていただきまして、2ページをご覧ください。パターン2ページご覧ください。
1:13:44	こちらを探してるところ集中点です。こちらは先ほどちょっと、

1:13:49	宿題残っておりますけれども、1回、主な解体撤去設備の、ここに記載している設備のレベル区分を、通行の表に追記しております。
1:14:01	それとですね、必要に記載しております、表面線量率や保管体数につきましては、
1:14:10	保安規定の方に、運用に関わることとなりますので、保安規定の方に、
1:14:16	補正の内容として盛り込んだ形で追加することを考えております。
1:14:23	2ページは以上でございます。ページめくっていただいて、右肩10ページご覧ください。
1:14:31	こちら、つなぎを追加しております。下線部となりますが、解体撤去時の注意事項、今日のヒアリング資料の資料2の内容を落とし込んだものとなります。
1:14:42	松井事項としまして、
1:14:44	矢尻三つありまして、断水のブロー等は特別に吹く
1:14:50	という点と、
1:14:52	大体2個、二つの矢じりで、解体保管物をレベル区分系統機種別に袋に入れて、容器に入れるということで3ポツ目で、3米で、
1:15:04	ここちょっと金額をまた修正いたしますけれども、袋に入れるときには、
1:15:09	袋に入れるときに袋が破れる可能性がある場合は、テープで補強等の措置を講じる。

1:15:16	ということと、
1:15:17	飯ボックスの場合は、防火対策として不燃シートを用いると。
1:15:22	いう内容で三つ目の矢じりで袋詰め中両方 25 k g 以下とする。
1:15:29	そういう内容。
1:15:30	と、まさに先ほどの資料にもありました、この詰めのイメージ図を提供しております。
1:15:36	続いて 11 ページ意識をご覧ください。
1:15:41	こちら資料 2 の内容を落とし込んでおまして、
1:15:45	ちょっと一部、今、下線がないところがございまして、すいません。他エリアの放射線管理の一番上の一番上の矢じりですね。
1:15:55	ここに下線ちょっと抜けておりますが、他エリアはのところで、機能の性能それぞれのある管理区域内にということろを、コメント整理表で言うと 10-6 の 15 ページ、15 番に、
1:16:08	記載している、前回、汚染の恐れのある管理区域という文言を追記した方がわかりやすいのではないかとコメントに対応して追加をしております。
1:16:18	で、矢尻の 5 個目一番下ですね、こちら巡視に関する内容を追加しておまして、
1:16:25	目視で、保管状況に異常がないことを確認するという事等、線量当量率や床汚染水の確認で袋が破損している場合は、テープで修復する。

1:16:36	汚染が検出された場合は、汚染の授業を実施するという内容を追加しております。
1:16:42	その後のステップについては以上となります。
1:16:47	関西電力の赤川です。続きまして資料、資料 6 の変更箇所について説明をさせていただきます。
1:16:55	ページめくっていただきまして 17 ページ、第 6 表の表の一番下ですけれども、先ほど説明をさせていただきました体積制御タンクにつきまして、
1:17:06	期中熱的切断の例を記載を加えてございます。それから、この表全体につきまして主な設備の、一番右側の欄ですけれども、
1:17:18	その下に設置場所につきまして、記載がございませんでしたのでつい形をさせていただきます。申し訳ございません。
1:17:26	続きまして、ページをめくっていただきまして、26 ページでございます。
1:17:32	こちら、水中関係に関しまして、期中改定及び衛星の 1 設備の無線設備点検等に、この後発生するものを無視できるということの説明を、
1:17:44	※1 で、中ほど下に記載をしてございます。
1:17:49	水中解体に伴い発生する放射性液体廃棄物の数量、第 2 段階及び第 3 段階のコバルト 60 評価値の合計が、約 1.1 掛け 18 乗ベクレル、これに比 べまして、期中解体、及び性能維持施設の

1:18:03	設備点検等には、より発生する放射性液体廃棄物の放出量、これにつきましては約 3.1 ヶ月の 4 乗ぐらいということで、水中解体の約 3000 分の 1 以下であり、むしろ育苗であるという説明を記載をさせていただきます。
1:18:20	資料 6 の説明は以上になります。
1:18:24	関西電力オクデでございます。では最後資料 7 に直していただきます。
1:18:29	こちらページをめくっていただきます。当初は 50 ページをご覧ください。
1:18:34	2 ページの上から 4 行目にですね。
1:18:37	可能な限りクリアランス物として他に開発していくとありますが、
1:18:43	こちら、前回のコメントはおります 16-1-1。
1:18:48	これ、4 ページにもですね、同様にクリアランス物を処理するっていう内容があるんですけども、そちら等、
1:18:56	できた。
1:19:05	12 ページですね、失礼しました。12 ページの、
1:19:10	解体撤去物の管理に関する基本方針の中にもですね、可能な限り、
1:19:15	真ん中ほどに旦那 3 段落目のテーブルに可能な限りという部分もあるんですけどもこちらの記載がもう統一できておりませんでしたので、
1:19:24	12 ページの方に、この 2 ページ目の記載をしました。
1:19:29	で可能な限りクリアランス物としての評価となっております。

1:19:33	続いて、めくっていただいて、11 ページです。はい。
1:19:39	こちらにコメントNo.の 16-1-2。
1:19:43	この表の中で、安全貯蔵範囲がわかるように、工程を記載して欲しいということと、
1:19:50	安全貯蔵配布の手続きがわかるように記載して欲しいというコメントをいただきましたので反映しております。まず表の上に、既存の工程に、
1:20:00	ある、安全貯蔵等核燃料物質の半数を追加しております。
1:20:06	またですね、三田 3 行目の二次系設備の解体撤去で、一部ちょっと誤記がございましたので、加熱機のところを追加しております。これは、追加しております。
1:20:17	現説周辺設備の解体撤去の原子炉格納容器内のところの、その他設備の解体撤去と書かれた場の下にですね。
1:20:28	括弧しましては、
1:20:30	当かっこ安全挙動範囲という形で、代表的な機器が記載してありますので追加しております。
1:20:38	あとは、
1:20:40	3 ページ、最後のページをご覧ください。
1:20:44	こちら、コメント回答ナンバーの 16-1-3 にですね。
1:20:48	相対保管物の定義に合うように、フロー像。

1:20:52	見直すことというコメントをいただきました。以前のフロー図では、解体保管物のラインから直接コミュニティに飛んでいるという状況だったんですけども、解体保管物保管入れに保管するものですので、
1:21:04	ラインがちょっと残っておりましたので、藪田におきまして、フロー図をもう一度見直しをしております。
1:21:12	資料7の説明は以上となります。
1:21:25	規制庁藤川です。図面ありがとうございます。では質疑に移らせていただきます。順番に資料5からいきたいと思います。
1:21:35	では、
1:21:39	まず資料5の1ページ目なんですけども。
1:21:46	ちょっと図のところでは、汚染、今、
1:21:50	下のフロー図のところで、解体撤去左端の解体撤去物から、解体保管物放射性固体廃棄物って矢印のところに紫で汚染レベルが書かれているんですけども、これって厳密には、
1:22:03	解体保管物の中にもLになるような、
1:22:06	あり得るものを使ったりして、
1:22:09	あんまりその意味の意味がもうないような気がするんですけどこの矢印は、
1:22:14	必要ですかね。
1:22:17	長確認です。

1:22:30	浅利カオクデでございます。ちょっと当初の議論で須藤と意味があるところあったんですけど、現在ちょっと、
1:22:38	落ち着いた解体保管物になった状況だとあまり、
1:22:42	意味もない状態なんで矢印汚染レベル矢印については、この資料から削除するという方向でいきたいと思います。以上です。
1:22:51	規制庁フジカワですはい、了解しました。
1:22:57	後に、次2ページ目のところで、
1:23:00	踏査。
1:23:01	木ほど、
1:23:03	まずは余熱除去クーラー例えば4170とか、2-11に余熱除去クーラーレール3とかL2とか違いがあるというところで、
1:23:11	もう一つ
1:23:13	はい。
1:23:14	保管体数についても、
1:23:17	その未収を切ってどらドラム缶C O C Oコード括弧だからドラム缶ですかね、21と24。
1:23:23	ドラム缶三つ分ぐらい違うんですけどこれは設備。
1:23:26	大きさはそんなに違うものなのでしょうか。
1:23:30	お願いします。

1:23:40	はい。関西電力、久世でございます。こちらに関してはちょっと同じ名前の部屋にはなっているんですけども、同じ、
1:23:50	大きさではなくてですね、多少ちょっと、設置される場所ですとかが違いますんで、それでこの3個分の差が出ているという状況になります。以上です。
1:24:04	そうか最大保管体数だからこのエリアの中に入る他に対する、すいませんちょっと余熱除去クーラー。
1:24:13	を入れて個数が違うのかなとちょっと誤解してました。これはあれですね主な解体撤去説明はそれで、
1:24:19	部屋の中に入る。
1:24:20	最大数としては21、ドラムか1号炉だと、21個入って、2号炉だと24は、そういうことですね。わかりました。ありがとうございます。
1:24:53	規制庁のミキヤです。10ページ目なんですけれども。
1:25:00	10ページ目。
1:25:03	三つ目と二つ目の矢羽は、先ほどもちょっと議論させていただいてわかって参りました。
1:25:08	三つ目と四つ目なんですけども、これはちょっと質問した古藤からこちらに反映していただいた書き方になってんですけども。
1:25:19	一番最初の議論にありましたようにまず基本的な考えとして、

1:25:24	汚染の不外からの汚染の付着の防止に加えて、漏えい防止があるのであれば、そこの考え方も、ここんところにきちんと変えて、
1:25:34	書いて欲しいなあと。
1:25:36	三つ目四つ目の、
1:25:38	要は細かな記載をするよりは、
1:25:41	まずそのための考え方をし記載した上で、
1:25:45	必要な措置ってというのが、サンプル的なのか。
1:25:48	でもいいんじゃないかと思うんですけども。
1:25:51	書いていただければと思いますが、いかがですか。
1:26:00	関西電力、オクデでございます。
1:26:03	承知いたしました。フロー2袋に期待している、この機能というか、
1:26:10	目的に関して基本的な考え方に関してまず記載するという形で記載を追加させていただきます。はい。そうですね。テープの補強とかですね。
1:26:21	不燃性の養生は書いていただいてもいいのかもしれませんが、25キロ以下にしろとかここんところは別に、そんな。
1:26:29	基本的なところで、サンプル的に書いてあればいいのかなあと思う程度ですので、上に書く必要がないのかなと思っています。
1:26:39	これ、
1:26:40	藤。
1:26:44	あとは、

1:26:46	解体撤去時の保護者線管理の話も、
1:26:52	多分質問絡みでここに書いていただいたのかなあとは思ってはいるんですが少なくとも申請書にはここをきちんと書いていただいているんですね。
1:27:03	あとは労働災害の観点からっていうのも別な資料で書いていただきましたので、
1:27:11	何か無理やりここに追記する必要はないのかなと思ったんですが何、何か意図があれば教えてください。
1:27:24	関西電力奥でございます。ちょっとご質問の内容をちょっと確認したいんですけども、10 ページの一番最後、下の黒ポツの解体撤去時の放射線管理の内容。
1:27:36	に関してということで間違いはないのでしょうか。はいそうです。一番下のところですね、4 行ですね。
1:27:43	こちらは以前のヒアリングで、
1:27:47	解体撤去時の放射線管理についても、ちょっと記載が欲しいという記載した方が良くはないかというコメントいただいた、対応として記載をさせていただいております。
1:27:58	別なコメントを踏まえてってことなんですね。

1:28:01	なるほどわかりましたそれで労働災害防止っていう観点ではそれはもう言わずもがなのので、それについては特に言及してないってことですね。 ちょっと何かの資料でごめんなさいそこんところ書いてある。
1:28:12	もっと詳しいに書いてある説明資料を見た記憶があったので、
1:28:18	ここにあって、
1:28:20	もうちょっと短いものを書く必要あるのかなとちょっと思ってしまったんですけども。
1:28:32	わかりましたちょっとこれはすいません前野C O O今手元にすぐ出てこないの確認して、
1:28:42	それから 11 ページ目なんですけども。
1:28:46	11 ページ目も先ほどのコメントと一緒に、この上から四つめのさらの真ん中ら辺のところですね。
1:28:58	袋の、
1:29:01	目的なんかをここにきちんと書いていただきたいなと思います。
1:29:10	で、コメント回答の話で、先ほど保安規定に書くんですかって申し上げたような、
1:29:17	巡視時の線量測定なんか下部規定に書かれる話は、こういったところでご説明いただけるのであれば、この 2、五つ目のところ辺りですかね。
1:29:31	そういったところに書いていただければと思いますがいかがでしょうか。

1:29:38	関西電力原でございます。今五つ目のところの、
1:29:44	1行目から2行目にかけて他エリアの線量当量率や床汚染密度の確認を行うということで一応記載は、しております。右上に書いてあるんですねすみません、見落としてました。はい、わかりました。
1:29:59	はい。私は以上です。
1:30:10	あとですすみません、11ページ目でもう1個ありまして、
1:30:15	これ前回のヒアリングや江藤山根としては四つめのところの矢バネで、
1:30:23	汚染拡散防止の話が、
1:30:28	あるんですけれども。
1:30:30	何か用語の使い方のちょっとご説明を前回のヒアリングですたように思っていて、
1:30:38	本来漏えい。
1:30:40	防止みたいな書き方をするところを、
1:30:44	ちょっと袋にそこまでの機能を期待するのは無理なので、汚染の拡散防止と書いてますっていうちょっと説明が前回のヒアリングで、
1:30:56	あったように記憶してるんですけどもその説明は、
1:31:00	今でも生きてますか。
1:31:04	はい。関西電力の羽田です。もともとはこの四つ目の矢羽の2行目に書いていく。
1:31:11	1行目の終わり上から2行目に書いてる。

1:31:15	要は、袋によって汚染が飛散する恐れはないって感じたんですけども。
1:31:20	破れたら、
1:31:23	0とは言えないっていうところで言い過ぎというところで、政府の拡散を防止すると。
1:31:30	要は
1:31:32	ハード対策だけじゃなくてこういう運用巡視も含めた形で、統制の拡散を防止するという言い方に変えたという趣旨で、前回から考えは変わってません。
1:31:43	はい。以上です。
1:31:45	はい。既設のミキヤです。そういう意味で、福森漏えい防止ってのは、期待は、
1:31:54	しているのではないかと考えていただし、いやおっしゃる通り、漏えいなり、
1:32:03	これ漏えいというのが飛散というの関わりですけど飛散防止も期待します。
1:32:08	袋自身にも期待してます。はい。なので破れた場合の措置というものを、きちんと巡視点検とか、線量測定とか線量率測定とか、
1:32:22	行うことで止めた場合の、まず発見もきちんと書いた上で、

1:32:29	破れていた場合は補修とか拭き取るとか、そういったこともするので、 汚染、それらの措置を踏まえて漏えいか、ごめんなさい汚染拡散防止っ ていう何か。
1:32:42	2段構えのご説明になるのかなと思ってるんですけども。
1:32:48	要は漏えい防止というのは、これに対しては期待していて、正袋の場合 は破れる恐れが、ドラム缶等と比べると高いので、
1:32:58	汚染拡散防止というのをや、行っていると。
1:33:04	江藤浅井電力ハラですけども、
1:33:07	要は今、李家新しく追加した五つ目の矢尻にはその趣旨を書いてるんで すけどそれが、
1:33:16	四つめのところの汚染確認等というところで、ここに書いてる話が、
1:33:25	わかるようにという趣旨になるんですかね。はい。この四つめ五つ目の ところをちょっと1回整理していただきたいなと思ったんですけども先 ほど一番最初に申し上げたのが袋に対する機能。
1:33:37	期待する機能っていうのは、漏えい防止であって、
1:33:41	複合的に対処する袋がゆえに複合的に対処するっていうのが汚染拡散防 止ってのが、その2段構えというのがこの説明の中で読み取ればいい のかなと思ったんですけども。
1:33:56	趣旨伝わりますか。はい。菅竹ヶ原でございます。今のちょっと書きぶ りをちょっと再度説明しますと四つめに一応全体、今言われた。

1:34:05	この話と、巡視の話が書いてまして、
1:34:09	四つ目の山根の、最後の方に書いてる巡視等の汚染確認等による、よりってここ簡単に書いてます。当然汚染確認した結果ですね異常があったら、
1:34:20	その修復するのがある意味当たり前という意味でちょっとこういう書きぶり書かして、やっています。
1:34:26	安部さんの具体的な話として、五つ目の今回追加したところで、
1:34:32	巡視、値段するんやっつたらまず目視で異常ないことを確認すると。
1:34:37	データの線量当量率や大瀬水野は、
1:34:40	わかると。
1:34:41	で、直で巡視等で破損していることを確認した場合にはテープによる補修、修復すると、
1:34:49	この成績にされた場合、除去するというす。四つめである程度全体の説明でちょっと具体的な話を、今回の、
1:34:57	提起したところで説明してるというちょっと作りでやってるんですけども。
1:35:03	これちょっと一緒にしちゃうとまた話が結構皆が文章長くなってわかりにくいかなっていう、そういう思いだけで特にこだわりはないんですけど、私も特に具体的にこうか。

1:35:15	書く方がいいってのはないんですけども、四つめの山根で、袋が持つ期待される効果っていうものを書けば、その袋がゆえに、
1:35:26	巡視点検等の複合的なものは五つ目の方で書けば、整理がいいかなあと思っただけなんですけども。
1:35:35	両方に今これだけの話が入ってきてますよね。
1:35:41	先ほどおっしゃったその4黒の目的が四つめにあるとある程度繋がるのかなという気はします。
1:35:47	もうちょっとそれで直して、
1:35:50	はい、お願いします。
1:35:59	井戸ツカベですけど資料の7で、
1:36:03	今回直していただいた13ページ目の一番最後のフローのところなんですけど、
1:36:11	基本的にはその下、一体保管物っていうのは、
1:36:17	計画中では定義がされているんですが、
1:36:20	どちらかというとその、法令としては書いて提供物として出てきていて、
1:36:26	今までもその、
1:36:29	ミリシーベルトパーバーで廃棄物等、
1:36:32	分別しますよという、
1:36:35	説明が、

1:36:37	あったかと思うんです。それはまだ生きてると思うんですけど、多分そのフローもちゃんと書き込まれているべきだと思うので、
1:36:43	どちらかというとその解体撤去物おかあ、解体保管物というふうにされていたの解体撤去物に、
1:36:51	戻していただくだけで、
1:36:53	本当はよかったんじゃないかと思っているんですが、
1:36:58	その辺りはいかがでしょうか。
1:37:05	付け加えますと資料の4、後ですね、この2ページ目じゃなくて1ページ目のところでも、
1:37:12	実際のフロー、正しく柿原すはそうと思うと、
1:37:16	今言った方が正しく表してると思います。ちょっと先ほどレベルの話も、
1:37:22	若干あったんですけど、その2m S vの話がまだ生きてるのであれば、そこも含めて、整合する形になるのではないかと思います。
1:37:37	関西電力原ですけども、
1:37:44	ちょっとそうですね。
1:37:46	ここ解体撤去物に直すだけ。
1:37:50	でもいいような気は。
1:37:54	そうですね。

1:38:01	それ、ちょっとNRが一裁判になるのかなっていう気はちょっとしてま すけど、これは前から一緒ですね、他電力さんも見えていただければと思 うんですけど解体撤去物になっていて、
1:38:14	NRは入ってません。今日の県政の体系化ではいいので書いてないとい う整理だと思います。
1:38:21	はい。ちょっとわかりましたありがとうございますちょっとどちらがい いかもう1回ちょっと考えます。
1:38:30	私から以上です。
1:38:38	規制庁のトガサキです。
1:38:40	資料5号の一番最後の13ページの五味
1:38:45	右の保安規定の表で、先ほどご説明があったところなんですけど。
1:38:52	(2) の、
1:38:54	この2行目の書き方は異物の購入のために、追加的な汚染を防止する措 置を講じるって、
1:39:02	いうふうに書いてあるんですけど、その汚染拡大の防止の装置も取られ るってことなので、それはここに追記していただけるということ よろしいですか。
1:39:16	はい。葛西委員どうもありがとうございます。はい。その趣旨も先ほど の通り、追記する方向で修正します。
1:39:25	はい。わかりました。そうすると保安規定に関する説明っていうのは、

1:39:31	ここの部分だけになるということですかね。
1:39:38	関西電力原でございます。ちょっとここに書いてるのが保安規定の、特にこの解体撤去物の管理の概要というところで、
1:39:47	これまで議論してたところに、江藤を抽出して書いてるところが、
1:39:53	あるんですけども。
1:39:55	ちょっと先ほど上からも説明した通りちょっとこのほかにも、資料を、
1:40:01	2 ページの内容この表の内容とかも保安規定に入れようと。
1:40:06	今考えておりましたもそれ
1:40:09	連絡員がわかるような形で、
1:40:12	資料 5 のこの記載がこのままとさせていただいて、別途
1:40:18	資料を今日の資料 7 にですね、野津のような形で、
1:40:23	保安規定の部分の、その基本方針案っていうのをちょっと追加して、
1:40:28	その他の主な変更部分、今回補正しようと思ってる部分も含めて、お示ししようと考えておりますが、いかがでしょうか。
1:40:39	規制庁のトガサキです。資料の 7 であれば
1:40:44	今は配送ちい計画の方を中心に書かれてますけど、保安規定の方も作られて追加されるっていうことでしょうか。
1:40:55	関西電力原でございます。はい。そういう整理であろうと考えてます。 はい、わかりました。
1:41:03	それ。

1:41:06	はい。
1:41:11	規制庁の戸ヶ崎です。
1:41:13	これー、後でちょっと説明あると思うんですけど、審査会合要領には、
1:41:20	保安規定だけの資料って別途用意される予定ですか。
1:41:26	新たに燃料ハラ等ございます。保安規定に関しては、
1:41:34	今言ったこの解体撤去物の管理、ここの部分だけが主な補正内容になって議論。
1:41:43	べきところだと思ってましてそれは、実際や中身については本日の資料5の様の資料で、中身は説明しますので、
1:41:54	先ほど言ったその基本方針案という形の後ろにつける形で、あまりその保安規定でここをこういう変更しますっていう説明は、今地内しなくても、議論を、
1:42:05	お互いの認識は合致するのかなという認識。
1:42:09	今考えてる。
1:42:12	わかりました。ちょっと審査会合資料また後で、別途話をしたいと思えますので、とりあえず了解しました。
1:43:05	規制庁フジカワです。
1:43:07	衛藤。一応資料567について、質問は以上になる、なります。
1:43:13	あと、資料4でトガサキから質問した事項についての回答は準備できましたでしょうか。

1:43:25	関西電力羽田でございます。えっとですね。
1:43:29	他の報告書のニューベックの報告書の中で、
1:43:35	遠隔操作の実際被ばくがどんだけあるかという記載は具体的には、
1:43:40	なくてですね。
1:43:45	ちょっと参考になるのが、ここで書いてる熱的と機械的で
1:43:50	放射線科実際の工数というんですかね、後期作業日数。
1:43:57	が大きく差があるけれども被ばく量として変わらないみたいなそういう資料は出てきてるんです具体的なその遠隔操作時の被ばく線量がどうなっていたというもの。
1:44:07	そのものはちょっとない状況ですので、
1:44:11	今ちょっと言った、遠隔操作のほとんど被ばくが変わらないっていう、そこをもう、この資料ちょっと追加してお示ししようかと考えてます。
1:44:25	はい規制庁のトガサキですは、ハンドブックで引用できる。
1:44:31	そこを、
1:44:33	つけていただければと思いますので、もし内訳とか、そこまで書いてないんであれば、それはつけなくていいと思います。以上です。
1:44:48	関西電力原です。はい承知しましたちょっと参考のところだけ追加するようにいたします。
1:44:59	規制庁藤川です。

1:45:01	はい。では衛藤こちらからの質問等は以上になります。最後に関西電力さんの方から何かありましたらお願いいたします。
1:45:15	浅利力オクデでございます。
1:45:17	こちらはございません。
1:45:20	よろしく申し上げます。はい、承知しました。規制庁次回ですねでは、本日のヒアリング以上で終了したいと思います。ありがとうございました。
1:45:29	ありがとうございました。ありがとうございました。